

【表紙】

- 【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書
- 【提出先】 関東財務局長
- 【提出日】 平成25年5月31日
- 【発行者名】 S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・
カンパニー・エス・エイ
(SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)
- 【代表者の役職氏名】 取締役会長 加 茂 政 司
- 【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-2557
ロベルトシュトゥンパー通り9A番
(9A, Rue Robert St ümper, L-2557 Luxembourg, Grand Duchy
of Luxembourg)
- 【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中 野 春 芽
- 【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
- 【事務連絡者氏名】 弁護士 中 野 春 芽
同 十 枝 美 紀 子
- 【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
- 【電話番号】 03(6212)8316
- 【届出の対象とした募集（売
出）外国投資信託受益証券に
係るファンドの名称】 プレミアム・ファンズ ヨーロピアン・ハイイールド
(Premium Funds - European High Yield)
- 【届出の対象とした募集（売
出）外国投資信託受益証券の
金額】 米ドル建て（ヘッジあり）クラス受益証券：
10億アメリカ合衆国ドル（約866億円）を上限とする。
ユーロ建てクラス受益証券：
10億ユーロ（約1,147億円）を上限とする。
円建て（ヘッジあり）クラス受益証券：
1,000億円を上限とする。
(注) アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）およびユーロの円貨換算は、便宜
上、平成24年12月28日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相
場の仲値（1米ドル=86.58円および1ユーロ=114.71円）による。
- 【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、また、記載事項のうち訂正すべき事項があるため、平成25年2月28日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正および追加するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正の内容】

(1) 半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容^{*}と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格	(3) ファンドの 仕組み 管理会社の 概況 () 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
5 運用状況	(1) 投資状況 (2) 投資資産	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	追加または更新
	(4) 販売及び 買戻しの 実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況			(2) 事業の内容及び 営業の状況	更新
5 その他	(4) 訴訟事件 その他の 重要事項		(3) その他	追加

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです（「5 管理会社の経理の概況」は、訂正内容に該当しないため省略します。）。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（以下「管理会社」という。）が管理するプレミアム・ファンズ（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドであるプレミアム・ファンズ ヨーロピアン・ハイイールド（以下「サブ・ファンド」という。）は、平成23年5月31日から運用を開始しており、その運用状況は、以下のとおりである。

(1) 投資状況

資産別および地域別の投資状況

(平成25年3月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (ユーロ)	投資比率(注1) (%)
投資証券	ルクセンブルグ	15,716,739.92	97.83
現金その他の資産(負債控除後)		348,775.73	2.17
合計 (純資産価額)		16,065,515.65 (約1,940百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、サブ・ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価比率をいう。

(注2) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)およびユーロの円貨換算は、便宜上、平成25年3月29日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=94.05円および1ユーロ=120.73円)による。以下別段の表示がない限り、米ドルおよびユーロの円貨表示はすべてこれによるものとする。

(注3) ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されているが、受益証券は米ドル建て、ユーロ建てまたは円建てのため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り米ドル貨、ユーロ貨または円貨をもって行う。

(注4) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書の中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

投資資産

() 投資有価証券の主要銘柄

(平成25年3月末日現在)

銘柄	国名	種類	口数	取得価額(ユーロ)		時価(ユーロ)		投資比率 (%)
				単価	金額	単価	金額	
ING (L) RENTA FUND EUROPE HIGH YIELD Class Z-Capitalisation (EUR)	ルクセンブルグ	投資法人	2,555.555	4,968.21	12,696,530.05	6,150.03	15,716,739.92	97.83

() 投資不動産物件

該当事項なし。(平成25年3月末日現在)

() その他投資資産の主要なもの

該当事項なし。(平成25年3月末日現在)

(2) 運用実績

純資産の推移

サブ・ファンドの平成25年3月末日前1年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

	純資産価額		1口当たり純資産価格		
	ユーロ	円	クラス	基準通貨	円

平成24年4月末日	27,863,717.50	3,363,986,614	米ドル建て(ヘッジあり)	10.14米ドル	954
			ユーロ建て	10.16ユーロ	1,227
			円建て(ヘッジあり)	1,013円	-
5月末日	28,312,678.55	3,418,189,681	米ドル建て(ヘッジあり)	9.97米ドル	938
			ユーロ建て	9.98ユーロ	1,205
			円建て(ヘッジあり)	996円	-
6月末日	28,152,305.95	3,398,827,897	米ドル建て(ヘッジあり)	10.20米ドル	959
			ユーロ建て	10.22ユーロ	1,234
			円建て(ヘッジあり)	1,018円	-
7月末日	28,047,717.27	3,386,200,906	米ドル建て(ヘッジあり)	10.45米ドル	983
			ユーロ建て	10.48ユーロ	1,265
			円建て(ヘッジあり)	1,042円	-
8月末日	27,665,901.59	3,340,104,299	米ドル建て(ヘッジあり)	10.66米ドル	1,003
			ユーロ建て	10.68ユーロ	1,289
			円建て(ヘッジあり)	1,063円	-
9月末日	27,129,711.32	3,275,370,048	米ドル建て(ヘッジあり)	10.89米ドル	1,024
			ユーロ建て	10.91ユーロ	1,317
			円建て(ヘッジあり)	1,086円	-
10月末日	24,533,924.94	2,961,980,758	米ドル建て(ヘッジあり)	11.10米ドル	1,044
			ユーロ建て	11.12ユーロ	1,343
			円建て(ヘッジあり)	1,108円	-
11月末日	23,095,199.51	2,788,283,437	米ドル建て(ヘッジあり)	11.27米ドル	1,060
			ユーロ建て	11.29ユーロ	1,363
			円建て(ヘッジあり)	1,124円	-
12月末日	20,383,324.79	2,460,878,802	米ドル建て(ヘッジあり)	11.53米ドル	1,084
			ユーロ建て	11.56ユーロ	1,396
			円建て(ヘッジあり)	1,151円	-
平成25年1月末日	18,249,598.36	2,203,274,010	米ドル建て(ヘッジあり)	11.59米ドル	1,090
			ユーロ建て	11.62ユーロ	1,403
			円建て(ヘッジあり)	1,156円	-
2月末日	17,021,998.06	2,055,065,826	米ドル建て(ヘッジあり)	11.68米ドル	1,099
			ユーロ建て	11.72ユーロ	1,415
			円建て(ヘッジあり)	1,165円	-
3月末日	16,065,515.65	1,939,589,704	米ドル建て(ヘッジあり)	11.77米ドル	1,107
			ユーロ建て	11.81ユーロ	1,426
			円建て(ヘッジあり)	1,174円	-

< 参考情報 >

（平成23年5月31日（運用開始日）～平成25年3月末日）



分配の推移

該当事項なし。

収益率の推移

（ ）米ドル建て（ヘッジあり）クラス受益証券

期間	収益率 ^(注)
平成24年4月1日～平成25年3月末日	15.85%

(注) 収益率(%) = 100 × (a - b) / b

a = 平成25年3月末日現在の1口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 平成24年3月末日現在の1口当たり純資産価格（分配落の額）

（ ）ユーロ建てクラス受益証券

期間	収益率 ^(注)
平成24年4月1日～平成25年3月末日	16.01%

(注) 収益率(%) = 100 × (a - b) / b

a = 平成25年3月末日現在の1口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 平成24年3月末日現在の1口当たり純資産価格（分配落の額）

（ ）円建て（ヘッジあり）クラス受益証券

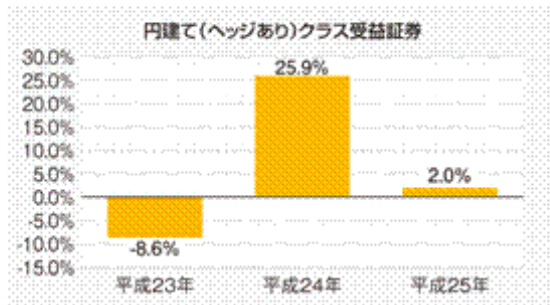
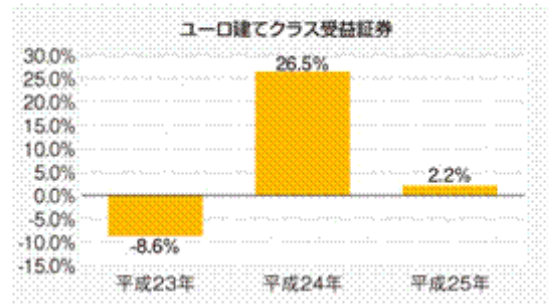
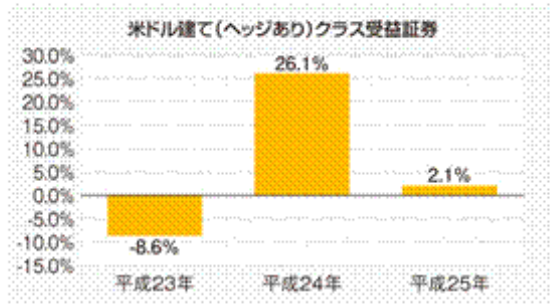
期間	収益率 ^(注)
平成24年4月1日～平成25年3月末日	15.55%

(注) 収益率(%) = 100 × (a - b) / b

a = 平成25年3月末日現在の1口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 平成24年3月末日現在の1口当たり純資産価格（分配落の額）

< 参考情報 >



(注1) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該各暦年末日の1口当たり純資産価格(当該各暦年の分配金の合計額を加えた額)

ただし、平成25年については平成25年3月末日における1口当たり純資産価格

b = 当該各暦年の直前の暦年の最終評価日における1口当たり純資産価格(分配額の額)(平成23年については、米ドル建て(ヘッジあり)クラス受益証券は1口当たり10米ドル、ユーロ建てクラス受益証券は1口当たり10ユーロ、円建て(ヘッジあり)クラス受益証券は1口当たり1,000円)

(注2) 平成23年については平成23年5月31日(運用開始日)から同年末日まで、平成25年については平成25年1月1日から同年3月末日までの騰落率となる。

[次△](#)

2 販売及び買戻しの実績

下記期間における販売および買戻しの実績ならびに平成25年3月末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

() 米ドル建て（ヘッジあり）クラス受益証券

期間	販売口数	買戻口数	発行済口数
平成24年4月1日 ～平成25年3月末日	81,285.176 (81,285.176)	1,217,830.113 (1,217,830.113)	1,090,989.332 (1,090,989.332)

(注) () 内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。以下同じ。

() ユーロ建てクラス受益証券

期間	販売口数	買戻口数	発行済口数
平成24年4月1日 ～平成25年3月末日	26,878.092 (26,878.092)	494,059.189 (494,059.189)	467,898.775 (467,898.775)

() 円建て（ヘッジあり）クラス受益証券

期間	販売口数	買戻口数	発行済口数
平成24年4月1日 ～平成25年3月末日	6,088.066 (6,088.066)	106,005.660 (106,005.660)	53,092.468 (53,092.468)

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a. サブ・ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第76条第4項ただし書の規定に従って日本語に翻訳して作成したものである（ただし、円換算部分を除く。）。
- b. サブ・ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c. サブ・ファンドの原文の中間財務書類はユーロ、日本円および米ドルで表示されている。

日本語の中間財務書類には、特段の記載のない限り、下記に挙げた通貨の平成25年3月29日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円による金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

1ユーロ = 120.73円

1米ドル = 94.05円

(1) 資産及び負債の状況

プレミアム・ファンズ ヨーロピアン・ハイイールド

純資産計算書

2013年2月28日現在

(表示通貨：ユーロ)

	注	ユーロ	千円
資産			
投資有価証券 - 取得原価		13,793,192.52	1,665,252
投資有価証券 - 公正価値	1.2	16,897,062.28	2,039,982
設立費用	1.3	141,525.87	17,086
銀行預金		82,796.64	9,996
先渡為替予約に係る未実現評価益	1.7,9	34,700.72	4,189
資産合計		17,156,085.51	2,071,254
負債			
未払印刷および公告費用		48,478.71	5,853
未払弁護士費用		45,217.27	5,459
未払専門家費用		12,501.84	1,509
未払投資運用会社報酬	4	10,621.54	1,282
未払販売会社報酬および販売取扱会社報酬	4	9,590.71	1,158
未払設立費用	1.3	2,555.26	308
未払受託会社報酬	2	1,879.17	227
未払代行協会員報酬	7	1,474.77	178
未払管理事務代行会社報酬	5	1,474.72	178
未払保管会社報酬	6	146.73	18
未払管理会社報酬	3	146.73	18
負債合計		134,087.45	16,188
純資産		17,021,998.06	2,055,066

純資産

ユーロ建てクラス受益証券	5,583,797.80ユーロ	674,132
円建て(ヘッジあり)クラス受益証券	96,775,498円	
米ドル建て(ヘッジあり)クラス受益証券	13,982,441.27米ドル	1,315,049
発行済受益証券口数		
ユーロ建てクラス受益証券	476,631.179口	
円建て(ヘッジあり)クラス受益証券	83,092.468口	
米ドル建て(ヘッジあり)クラス受益証券	1,197,421.882口	
1口当たり純資産価格		
ユーロ建てクラス受益証券	11.72ユーロ	1,415円
円建て(ヘッジあり)クラス受益証券	1,165円	
米ドル建て(ヘッジあり)クラス受益証券	11.68米ドル	1,099円

添付の注記は、本財務書類の一部である。

プレミアム・ファンズ ヨーロピアン・ハイイールド
発行済受益証券口数変動計算書

発行済受益証券口数、期末：	ユーロ建て	円建て	米ドル建て
	クラス受益証券	(ヘッジあり) クラス受益証券	(ヘッジあり) クラス受益証券
2011年8月31日	1,057,849.460 口	167,857.373 口	2,528,298.837 口
2012年8月31日	769,736.760 口	148,071.137 口	2,093,505.961 口
発行受益証券	20,084.496 口	6,088.066 口	72,261.698 口
買戻受益証券	(313,190.077)口	(71,066.735)口	(968,345.777)口
2013年2月28日	476,631.179 口	83,092.468 口	1,197,421.882 口
純資産、期末：			
	ユーロ	円	米ドル
2011年8月31日	9,554,401.80	151,507,419	22,781,495.06
	(1,153,503千円)		(2,142,600千円)
2012年8月31日	8,224,589.45	157,459,809	22,320,497.78
	(992,955千円)		(2,099,243千円)
2013年2月28日	5,583,797.80	96,775,498	13,982,441.27
	(674,132千円)		(1,315,049千円)
1口当たり純資産価格、期末：			
	ユーロ	円	米ドル
2011年8月31日	9.03	903	9.01
	(1,090円)		(847円)
2012年8月31日	10.68	1,063	10.66
	(1,289円)		(1,003円)
2013年2月28日	11.72	1,165	11.68
	(1,415円)		(1,099円)

添付の注記は、本財務書類の一部である。

プレミアム・ファンズ ヨーロピアン・ハイイールド

財務書類に対する注記

2013年2月28日現在

注1．重要な会計方針

1.1 財務書類の表示

本財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に従い作成されている。

1.2 投資有価証券の評価

- (a) 集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の入手可能な純資産額で評価される（ただし、当該評価日現在の純資産額を入手できない場合には、その直前日の純資産額を使用するものとする）。
- (b) 証券取引所で取引されている有価証券は、かかる証券取引所、または管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した証券取引所の最新の入手可能な市場価格（詳細は基本信託証書および/または関連する信託証書補遺に記載されている）で評価する。
- (c) 証券取引所では取引されていないが店頭市場で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した信頼性の高い情報源に基づいて評価する。
- (d) サブ・ファンドが保有している「スワップ」およびその他の店頭商品は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が適格とみなしたディーラーから入手した相場価格に基づいて、管理会社の裁量により誠実に評価する。
- (e) 短期金融商品および銀行預金は、取得原価に経過利息を加えた額で評価する。
- (f) 評価を行う日に特定の資産の評価に関して指定された証券取引所または市場が営業していない場合、かかる資産の評価は、かかる証券取引所または市場の直前の営業日に算定する。
- (g) その他のすべての資産および負債は、識別可能な市場価格のない資産および負債を含め、管理事務代行会社と協議した上で管理会社の裁量により誠実に評価する。

1.3 設立費用

設立費用は、受託会社が別の方法によることを決定しない限り、サブ・ファンドの最初の5計算期間以内に償却される。

1.4 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

1.5 配当金収入

配当金は、投資対象ファンドにより配当宣言が行われた時点で収益に計上される。

1.6 外貨換算

ユーロ以外の通貨建ての資産および負債は期末時点の実勢為替レートで換算される。外貨建取引は取引日の実勢為替レートでユーロに換算される。

サブ・ファンドのユーロ以外の通貨建ての資産および負債の換算に使用された2013年2月28日現在の為替レートは、以下の通りである。

通貨	為替レート
日本円	121.4136
米ドル	1.3140

1.7 先渡為替予約

先渡為替予約は、満期までの残存期間について純資産計算書の日付時点で適用される先物レートで評価される。

注2．受託会社報酬

受託会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産額の年率0.010%の受託会社報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する（最低額は年間15,000米ドル、最高額は年間30,000米ドル）。

上記の報酬は、毎年見直される。受託会社が追加的な活動、訴訟、もしくはその他の非経常的な事項の対応または従事することを求められる場合には、その時点で管理会社との追加的な交渉がなされ、反対の合意がない限り、受託会社により、その時点で適用される時間料金の追加報酬が請求されることになる。

注3．管理会社報酬

管理会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、純資産額の年率0.01%の管理会社報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注4．投資運用会社報酬、販売会社報酬および販売取扱会社報酬

販売会社、販売取扱会社および投資運用会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産額の年率合計1.37%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

上記の報酬は、以下の通り配分される。

販売会社報酬および販売取扱会社報酬：

販売会社または販売取扱会社に割り当てられたサブ・ファンドの純資産価額の100百万米ドル相当額以下の部分については、サブ・ファンドの純資産価額のうち販売会社または販売取扱会社に割り当てられた当該部分の年率0.72%、販売会社または販売取扱会社に割り当てられたサブ・ファンドの純資産価額の100百万米ドル相当額を超える部分については、サブ・ファンドの純資産価額のうち販売会社または販売取扱会社に割り当てられた当該部分の年率0.745%。

投資運用会社報酬：

販売会社または販売取扱会社に割り当てられたサブ・ファンドの純資産価額の100百万米ドル相当額以下の部分については、サブ・ファンドの純資産価額のうち販売会社または販売取扱会社に割り当てられた当該部分の年率0.65%、販売会社または販売取扱会社に割り当てられたサブ・ファンドの純資産価額の100百万米ドル相当額を超える部分については、サブ・ファンドの純資産価額のうち販売会社または販売取扱会社に割り当てられた当該部分の年率0.625%。

注5．管理事務代行会社報酬

管理事務代行会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産額の年率0.10%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注6．保管会社報酬

保管会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産額の年率0.01%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注7．代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産額の年率0.10%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注8．税金

8.1 ケイマン諸島

ケイマン諸島では所得または利得には課税されず、ファンドは設定日から50年間はケイマン諸島の地方税、利益税または資本税をすべて免除する旨の保証をケイマン諸島総督から取り付けている。したがって、本財務書類には法人税等引当金という勘定科目が含まれていない。

8.2 その他の国々

ファンドは、その他の国々を源泉とする特定の収益に対し源泉徴収税またはその他の税金を課されることがある。受益証券を購入しようとする者は、各々の法域で適用される法律の下で、受益証券の購入、保有および買戻しに対して発生が見込まれる税金およびその他の影響を判断するため、各自が国籍、住所および本籍を有する国の法律および税務専門家に相談すべきである。

注9．先渡為替予約

2013年2月28日現在、サブ・ファンドは以下の未決済の先渡為替予約を有している。

9.1 - 円建て（ヘッジあり）クラス受益証券の通貨エクスポージャーをカバーする先渡為替予約

通貨	売却	通貨	購入	満期日	未実現評価益 ユーロ
ユーロ	785,706.25	日本円	96,300,000.00	2013年3月28日	7,455.74
先渡為替予約に係る未実現評価損					7,455.74

9.2 - 米ドル建て（ヘッジあり）クラス受益証券の通貨エクスポージャーをカバーする先渡為替予約

通貨	売却	通貨	購入	満期日	未実現評価益/ （損） ユーロ
ユーロ	26,725.08	米ドル	34,980.00	2013年3月6日	(105.13)
ユーロ	10,777,337.48	米ドル	14,200,000.00	2013年3月28日	27,350.11
先渡為替予約に係る未実現評価益					27,244.98

2013年2月28日現在、サブ・ファンドの未決済の先渡為替予約に係る未実現純評価益合計は、34,700.72ユーロである。

注10．分配方針

信託証書補遺の規定に従い、管理会社はその絶対的な裁量によって決定した場合は、サブ・ファンドに関する付属書類において詳述されている通り、サブ・ファンドの受益者に分配金が支払われることがある。

管理会社はサブ・ファンドについて、管理会社がサブ・ファンドに関して決定する時期に、管理会社が決定する金額の分配金を基準日現在のサブ・ファンドの各受益者に支払うことがある。

管理会社は、管理会社がサブ・ファンドに関して決定する時期に、管理会社が決定する金額の中間分配金を基準日現在のサブ・ファンドの各受益者に随時支払うことがある。

2013年2月28日に終了した期間中に、サブ・ファンドの受益者に支払われた分配金はない。

(2) 投資有価証券明細表等

プレミアム・ファンズ ヨーロピアン・ハイイールド
投資有価証券明細表
2013年2月28日現在

(表示通貨：ユーロ)

数量	銘柄	通貨	取得原価	公正価値	比率 [*]
投資信託			ユーロ	ユーロ	%
2,776.291	ING L RENTA FUND EUROPE HIGH YIELD-Class Z- Capitalisation (EUR)	ユーロ	13,793,192.52	16,897,062.28	99.27
投資信託合計			13,793,192.52	16,897,062.28	99.27
投資有価証券合計			13,793,192.52	16,897,062.28	99.27

投資有価証券の分類

2013年2月28日現在

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%) [*]
ルクセンブルグ		
	投資信託	99.27
投資有価証券合計		99.27

添付の注記は、本財務書類の一部である。

(*) 百分率で表示された純資産に対する公正価値の比率

[次へ](#)

4 管理会社の概況

(1) 資本金の額

管理会社の資本金は、446,220ユーロ（約5,387万円）で、平成25年3月末日現在全額払込済である。なお、1株24.79ユーロ（約2,993円）の記名式株式18,000株を発行済である。

(2) 事業の内容及び営業の状況

管理会社は、ルクセンブルグの法律の規定に基づき適式に設立され有効に存続し、投資信託の管理運営を行うための免許を有する会社である。管理会社は、その管理するすべての投資信託に関して、専門性を有する投資運用会社を選任し、運用を委任している。管理会社は、ルクセンブルグの1915年8月10日商事会社法（改正済）（以下「1915年商事会社法」という。）に基づき平成4年2月27日に設立された。1915年商事会社法は、会社の設立、運営および株式の募集を含む、商事会社に関する基本事項を定めている。集団投資スキームに関する2010年12月17日法（以下「2010年法」という。）第16章に基づき、管理会社は、投資信託の管理会社としての資格を有している。

管理会社はS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社の完全所有子会社である。

管理会社の目的は、（2010年法第125条に規定されている範囲内の）投資信託の管理運用を行うことである。ただし、管理会社は、最低でも1つのルクセンブルグ籍投資信託の管理を行うことを要する。管理会社は、投資信託の運用、管理および販売に関連する活動を行うことができる。管理会社は、2010年法第16章の制限の範囲内で、その目的を達成するために有用であると思われる活動を行うことができる。

管理会社は、ファンドおよび受益者に代わり、組入証券の購入、売却、申込みおよび交換を含む管理・運用を行い、ファンドの資産に直接または間接的に関連するすべての権利を行使することができる。

管理会社は、サブ・ファンドの費用で、信託証書に基づく一部または全部の職務を、一または複数の個人または企業（投資運用会社またはその他の業務提供会社を含む。）に委任する十分な権限を有するものとする。ただし、管理会社は上記の受任者が信託証書に定める規定を遵守することを確保することを条件とし、管理会社は、受任者または再受任者の不正行為、重過失または不履行により生じたサブ・ファンドに対する損失について、当該損失が管理会社によるその義務に係る故意の不履行または実際の詐欺行為による場合を除き、責任を負うことはない。

信託証書に定める規定に従って、管理会社および管理会社の関係会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員または代理人は何らかの理由でいずれかの時点でサブ・ファンドの信託財産もしくは信託財産の一部または信託財産の収益に発生した損失または損害に関して、かかる損失または損害が管理会社、管理会社の関係会社またはそれらの取締役、役員もしくは従業員の現実の詐欺または故意の不履行に起因しない限り、一切責任を負わない。また、管理会社はいかなる場合も間接損害、特別損害または派生的損害に関して責任を負わないものとする。

ファンドに関する管理会社の任命期間は、受益者決議によって受益者から解任されない限り、ファンドの存続期間とする。管理会社は、受託会社に対して90日以上前に書面による通知することにより辞任することができる。

管理会社は管理報酬を受け取る権利を有する。

平成25年3月末日現在、管理会社は、18本の投資信託を管理および運営しており、以下のとおりに分類される。

（平成25年3月末日現在）

分類	内訳（純資産価額）
----	-----------

A分類	通貨建別運用金額	米ドル建： 2,914,654,451米ドル ユーロ建： 12,680,188ユーロ 円建： 124,715,701,845円 豪ドル建： 2,068,098,751豪ドル ニュージーランド・ドル建： 834,820,785ニュージーランド・ドル カナダ・ドル建： 71,049,624カナダ・ドル
B分類	投資信託の種類 (基本的性格)	4本がルクセンブルグ籍・契約型・オープンエンド型であり、14本がケイマン籍・契約型・オープンエンド型である。

(3) その他

本書提出前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えることが予想される事実はない。

[次へ](#)

(2) その他の訂正

(注) 下線または傍線の部分は訂正箇所を示します。

第一部 証券情報

(5) 申込手数料

<訂正前>

(前略)

(注5) 米ドル建て(ヘッジあり)クラス受益証券およびユーロ建てクラス受益証券を円資金から当該通貨に交換の上申し込む場合には別途、為替手数料が片道1円/往復2円(上限)かかる。

<訂正後>

(前略)

(注5) 米ドル建て(ヘッジあり)クラス受益証券およびユーロ建てクラス受益証券を円資金から該当通貨に交換したうえで申し込む場合、別途、為替手数料が片道1円/往復2円(上限)かかる。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

b. サブ・ファンドの基本的性格

<訂正前>

(前略)

受託会社は、管理会社の指示に従って、サブ・ファンドに関して、独立したクラスまたはシリーズとして受益証券を随時指定し、発行するとともに、各クラスまたはシリーズをその他のクラスまたはシリーズと差別化する方法(以下の方法を含むがこれらに限定されない。)を決定する権限を有するものとする。

(後略)

<訂正後>

(前略)

受託会社および管理会社は、サブ・ファンドに関して、独立したクラスまたはシリーズとして受益証券を随時指定し、発行するとともに、各クラスまたはシリーズをその他のクラスまたはシリーズと差別化する方法(以下の方法を含むがこれらに限定されない。)を決定する権限を有するものとする。

(後略)

(2) ファンドの沿革

<訂正前>

(前略)

平成23年5月31日 サブ・ファンドの運用開始(設定日)

<訂正後>

(前略)

平成23年5月31日 サブ・ファンドの運用開始(設定日)

平成25年5月24日 信託証書補遺締結

(6) 監督官庁の概要

<訂正前>

ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づく「規制されたミューチュアル・ファンド（regulated mutual fund）」の定義に該当し、ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドの免許を所持している。 C I M A は、ミューチュアル・ファンド法を遵守させるための監督および執行の権限を有する。 ミューチュアル・ファンド法の下での規制により、所定の詳細および監査済みの財務書類を毎年 C I M A に提出しなければならない。 規制された投資信託として、C I M A は、いつでも受託会社に、トラストの財務書類の監査を行い、同書類を C I M A が特定する一定の期日までに C I M A に提出するよう指示することができる。 C I M A の要求に従わない場合、受託会社は高額な罰金を課されることがあり、C I M A は、裁判所にトラストの清算を申し立てることもある。 ファンドはまた、ミューチュアル・ファンド規則を遵守している。 ミューチュアル・ファンド規則のパート は、英文目論見書について開示要件を規定している。 英文目論見書は、ミューチュアル・ファンド法およびミューチュアル・ファンド規則にしたがって、C I M A に提出されている。

規制されたミューチュアル・ファンドとして、ファンドは、C I M A の監督に服し、C I M A は、いつでもファンドに、財務書類の監査を行い、同書類を C I M A が特定する一定の期日までに C I M A に提出するよう指示することができる。 いずれの場合も、ファンドは、C I M A に監査済財務書類を毎年提出しなければならない。

規制されたミューチュアル・ファンドが、履行期の到来した義務を履行できないかもしくは履行できなくなる可能性がある場合、投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、 ファンドのような免許投資信託の場合、 規制されたミューチュアル・ファンドがミューチュアル・ファンド法に反して、免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合、 規制されたミューチュアル・ファンドの指示および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合、 または、 規制されたミューチュアル・ファンドのマネジャーの地位にある者が、その任務にあたる適正かつ正当な者ではない場合、 C I M A は、 一定の措置を取ることができる。 C I M A の権限には、 受託会社の交替を要求すること、 ファンドの適切な業務遂行についてファンドに助言を与える者を任命すること、 または ファンドの業務監督者を任命すること等が含まれる。 C I M A は、 その他の権限（ その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含む、 ）を行使することができる。

<訂正後>

ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドとして規制される。 C I M A は、 ミューチュアル・ファンド法を遵守させるための監督および執行の権限を有する。 ミューチュアル・ファンド法の下での規制により、 所定の詳細および監査済みの財務書類を毎年 C I M A に提出しなければならない。 規制された投資信託として、 C I M A は、 いつでも受託会社に、 サブ・ファンドの財務書類の監査を行い、 同書類を C I M A が特定する一定の期日までに C I M A に提出するよう指示することができる。 C I M A の要求に従わない場合、 受託会社は高額な罰金を課されることがあり、 C I M A は、 裁判所に サブ・ファンドの清算を申し立てることもある。 ただし、 C I M A が一定の状況下において受託会社の活動を調査する権限を有しているものの、 ファンドは、 投資活動またはポートフォリオの組成に関して、 C I M A または ケイマン諸島のその他の政府当局による監督に服することはない。 C I M A または ケイマン諸島のその他の政府当局は、 英文目論見書の条項または利点についての決定または承認をしていない。 ケイマン諸島の投資者に利用可能な投資補償スキームは存在しない。

規制されたミューチュアル・ファンドが、履行期の到来した義務を履行できないかもしくは履行できなくなる可能性がある場合、 投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、 または 任意解散を行おうとしている場合、 ファンドのような免許投資信託の場合、 規制されたミューチュアル・ファンドがミューチュアル・ファンド法に反して、 免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、 行おうとしている場合、 規制されたミューチュアル・ファンドの指示および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合、 または、 規制されたミューチュアル・ファンドのマネジャーの地位にある者が、その任務にあたる適正かつ正当な者ではない場合、 C I M A は、 一定の措置を取ることができる。 C I M A の権限には、 受

託会社の交替を要求すること、ファンドの適切な業務遂行についてファンドに助言を与える者を任命すること、またはサブ・ファンドの業務監督者を任命すること等が含まれる。C I M Aは、その他の権限（その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。）を行使することができる。

受託会社またはケイマン諸島に居住する取締役もしくは代理人は、適用ある法律に基づき、規制当局または政府機関もしくは下部機関からの情報開示請求に対し、情報の提供を強要されることがある。かかる請求は、例えば、金融庁法（2011年改正）に基づき、C I M Aによって、C I M A自らまたはケイマン諸島以外の認可された規制当局のために行われたり、税務情報庁法（2009年改正）または貯蓄収入情報報告（EU）法（2007年改正）ならびに関連規則、契約、協定および覚書に基づき、税務情報庁によって行われる。かかる法律に基づく守秘情報の開示は、守秘義務違反とはみなされず、一定の状況下においては、受託会社、取締役または代理人は、当該請求が行われたことの開示を禁止されることがある。

2 投資方針

（１）投資方針

<訂正前>

（前略）

投資先ファンドの目的は、主として欧州の通貨建てのハイイールド債に投資することにある。ハイイールド債は、金銭債務を完全に履行する能力に関してリスクの高い企業により発行される点で伝統的な「投資適格」債券と異なり、これにより高いリターンが提供される。

投資を行おうとする者は、後記「3 投資リスク（１）リスク要因」記載のリスク要因に留意すべきである。

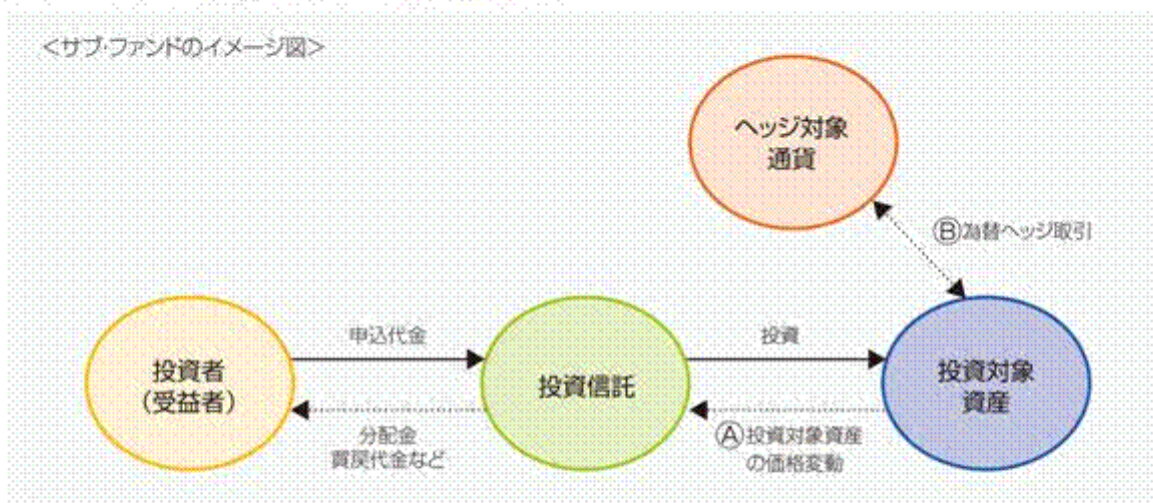
（中略）

サブ・ファンドの投資目的が達成される保証はなく、また、投資リターンまたは投資成果は適宜大幅に変動することがある。

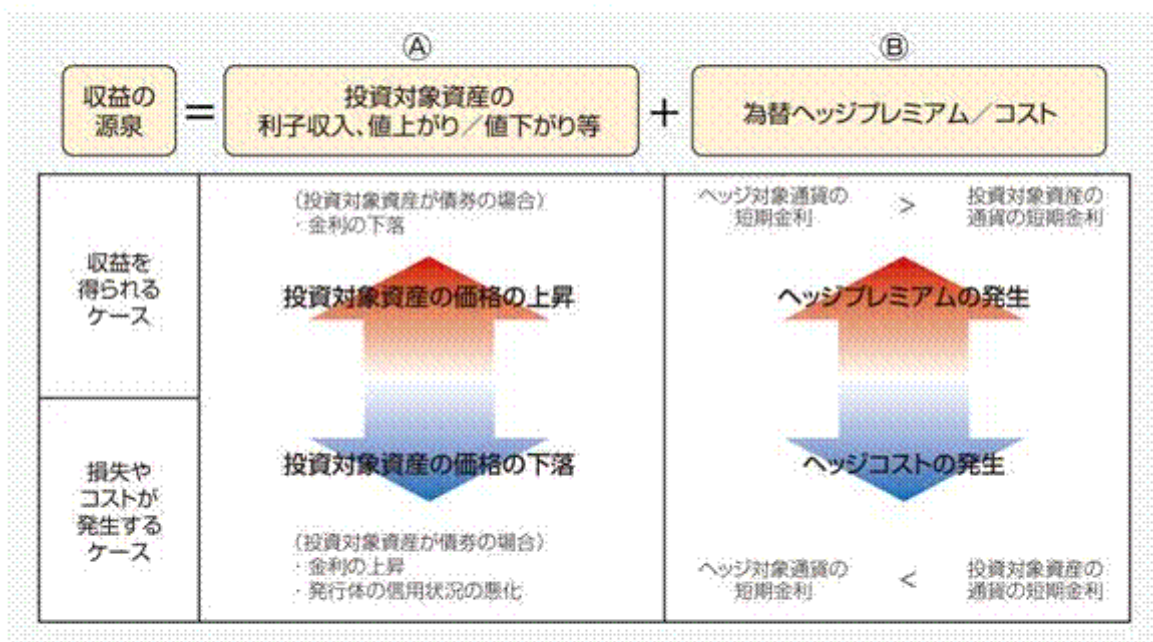
サブ・ファンドの収益のイメージ

- サブ・ファンドは、為替ヘッジの対象となる通貨（ヘッジ対象通貨）を選択することができる。なお、当該サブ・ファンドの各クラスの通貨（各クラスの1口当たり純資産価格が計算される通貨）とヘッジ対象通貨は同一である。

（注）ユーロ建てクラス受益証券について、ヘッジ対象通貨はない。



- サブ・ファンドの収益源として、以下の2つの要素が挙げられる。



（注1）上図表はイメージ図であり、投資成果を示唆または保証するものではない。

（注2）米ドル建て（ヘッジあり）クラス受益証券は米ドルによりヘッジが行われるため、日本円に換算した価格について米ドルとの間で為替差益/差損が発生することがある。

（注3）ユーロ建てクラス受益証券について、「(B)為替ヘッジプレミアム/コスト」は、発生しない。

<訂正後>

（前略）

投資先ファンドの目的は、主として欧州の通貨建てのハイイールド債に投資することにある。ハイイールド債は、金銭債務を完全に履行する能力に関してリスクの高い企業により発行される点で伝統的な「投資適格」債券と異なり、これにより高いリターンが提供される。

投資先ファンドは、計測される数年の期間にわたり、ベンチマークであるBofA メリルリンチ・ヨーロッパ・カレンシー・ハイイールド・コンストレインド・インデックス（金融劣後債を除く。）の投資成果を上回ることを目指す。

投資を行おうとする者は、後記「3 投資リスク（1）リスク要因」記載のリスク要因に留意すべきであ

る。

（中略）

サブ・ファンドの投資目的が達成される保証はなく、また、投資リターンまたは投資成果は今後大幅に変動することがある。

（３）運用体制

<訂正前>

以下の運用体制は、平成24年12月末日現在の体制であり、今後変更される可能性がある。

（中略）

投資先ファンドの運用体制

（中略）

（イ）アイエヌジー・アセット・マネジメントB.V.の概要

アイエヌジー・インベストメント・マネジメント・ルクセンブルグS.A.は、アイエヌジー・アセット・マネジメントB.V.を投資先ファンドのサブ・ポートフォリオ・マネージャーとして任命している。

アイエヌジー・アセット・マネジメントB.V.は、INGグループN.V.の主たる運用マネージャーであるINGインベストメント・マネジメント（以下「ING IM」という。）に属する資産運用会社の一つで、世界の機関投資家や個人投資家に向けて資産運用業務を展開している。

欧州ハイ・イールド債券運用チームは、グローバル・クレジット運用チームの一員である。グローバル・クレジット運用チームは、米国、欧州、アジアに拠点を有し、グローバルな運用体制がとられている。

（平成24年12月末日現在）

（後略）

<訂正後>

以下の運用体制は、平成25年3月末日現在の体制であり、今後変更される可能性がある。

（中略）

投資先ファンドの運用体制

（中略）

（イ）アイエヌジー・アセット・マネジメントB.V.の概要

アイエヌジー・インベストメント・マネジメント・ルクセンブルグS.A.は、アイエヌジー・アセット・マネジメントB.V.を投資先ファンドのサブ・ポートフォリオ・マネージャーとして任命している。

アイエヌジー・アセット・マネジメントB.V.は、INGグループの一員であるING・インベストメント・マネジメント・インターナショナル（以下「ING IM・インターナショナル」という。）に属するヨーロッパの運用拠点の一つで、世界の機関投資家や個人投資家に向けて資産運用業務を展開している。

ING IM・インターナショナルは、INGグループの欧州、中東、シンガポール、日本および米国拠点（アトランタ、ニューヨーク）における資産運用事業の総称である。ING IM・インターナショナルは、欧州の保険部門とともに、INGグループの銀行部門から分離独立する準備を進めている。

欧州ハイ・イールド債券運用チームは、グローバル・クレジット運用チームの一員である。グローバル・クレジット運用チームは、米国、欧州、アジアに拠点を有し、グローバルな運用体制がとられている。

（平成25年3月末日現在）

（後略）

3 投資リスク

（１）リスク要因

<訂正前>

（前略）

運用実績 サブ・ファンドは、投資を行おうとする者がそのパフォーマンスを評価できるという程には運用実績を有していないか、または運用期間が短い。投資運用会社の過去のパフォーマンスは、投資運用会社またはサブ・ファンドの将来の運用実績を示唆するものと理解してはならない。

（後略）

<訂正後>

（前略）

運用実績が限定されているリスク サブ・ファンドの運用実績は限定されており、投資を行おうとする者がそのパフォーマンスを評価できるという程には運用実績を有していない。投資運用会社の過去のパフォーマンスは、投資運用会社またはサブ・ファンドの将来の運用実績を示唆するものと理解してはならない。

（後略）

（２）リスクに対する管理体制

投資先ファンドのリスク管理体制

<訂正前>

ING IMでは、リーガル・コンプライアンス部門が、全社的なコンプライアンスおよび特に投資に関するコンプライアンスについてのモニタリングおよび健全性の基準維持に責任を持っている。同部門は、投資プロセスが手続規制に合致しているか、委託どおりの運用が行われているか、また同様の委託を行う投資者が平等に扱われているかの確認を行っている。

（中略）

上記のリスク管理体制は、平成24年12月末日現在の体制であり、今後変更される可能性がある。

<訂正後>

ING IM・インターナショナルでは、リーガル・コンプライアンス部門が、全社的なコンプライアンスおよび特に投資に関するコンプライアンスについてのモニタリングおよび健全性の基準維持に責任を持っている。同部門は、投資プロセスが手続規制に合致しているか、委託どおりの運用が行われているか、また同様の委託を行う投資者が平等に扱われているかの確認を行っている。

（中略）

上記のリスク管理体制は、平成25年3月末日現在の体制であり、今後変更される可能性がある。

4 手数料等及び税金

（１）申込手数料

日本国内における申込手数料

<訂正前>

（前略）

（注５）米ドル建て（ヘッジあり）クラス受益証券およびユーロ建てクラス受益証券を円資金から当該通貨に交換の上申し込む場合には別途、為替手数料が片道１円／往復２円（上限）かかる。

<訂正後>

（前略）

（注５）米ドル建て（ヘッジあり）クラス受益証券およびユーロ建てクラス受益証券を円資金から当該通貨に交換したうえで申し込む場合、別途、為替手数料が片道１円／往復２円（上限）かかる。

(3) 管理報酬等

受託会社報酬

< 訂正前 >

受託会社は、最低で年間15,000米ドル、最高で年間30,000米ドルの、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%の受託報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

(後略)

< 訂正後 >

受託会社は、最低で年間15,000米ドル、最高で年間30,000米ドルの、各評価日に発生しかつ計算され四半期毎^(注)に後払いされる、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%の受託報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

(注) 平成25年6月1日付で毎月後払いから四半期毎に後払いに変更される。

(後略)

(5) 課税上の取扱い

< 訂正前 >

(前略)

(A) 日本

平成25年1月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

サブ・ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

(中略)

(4) 受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取扱われ、個人の受益者の売買益については課税されない。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかに関わらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

(中略)

(B) ケイマン諸島

現行法に基づいて、ケイマン諸島政府は、受託会社または受益者に対して所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税を賦課しない。ケイマン諸島が当事者となっている二重課税防止条約はない。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

(A) 日本

平成25年4月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

サブ・ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

(中略)

(4) 受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取扱われ、個人の受益者の売買益については課税されない。

< 平成28年1月1日以後の課税上の取扱いについての注記 >

(1) 平成28年1月1日以後、受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

(2) 日本の個人受益者が平成28年1月1日以後に支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）、受益証券の売買および買戻しに基づく損益につ

いては、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率による申告分離課税の対象となる（平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）。

（3）日本の個人受益者について平成28年1月1日以後に生じるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）、受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、一定の条件に基づき、一定の他の有価証券に係る所得・損失との損益通算が可能である。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかに関わらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

（中略）

（B）ケイマン諸島

現行法に基づいて、ケイマン諸島政府は、受託会社または受益者に対して所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税を賦課しない。ケイマン諸島は、ファンドに関連する受託会社に対しまたはファンドに関連する受託会社によりなされる支払に適用ある、いかなる国との二重課税防止条約の当事者でもない。

（後略）

第2 管理及び運営

1 申込（販売）手続等

（1）海外における販売

<訂正前>

（前略）

マネー・ロンダリング防止手続および顧客確認手続

マネーロンダリングの防止を目的とした法令または規制を遵守するために、ファンドの受託会社として、受託会社はマネーロンダリング防止手続を設定・維持する義務を負い、また、受託会社、管理事務代行会社、日本における販売会社および販売取扱会社（以下「関係各社」という。）は、購入申込者に対して身元と資金源を確認するための証拠資料の提供を要求することができる。受託会社は、許容される場合であって、一定の要件を充足する場合には、マネーロンダリング防止手続（デューディリジェンス情報の取得を含む。）を適切な者に委託することもできる。

関係各社は、購入申込者の身元を確認するために必要な情報を要求する権利を有する。ただし、関係各社は、随時改正または変更されるケイマン諸島マネーロンダリング規則（2010年改正）（以下「マネーロンダリング規則」という。）に基づく免除規定が適用されることから、更なる情報が必要ないと考える場合には、情報を要求しないこととすることもできる。申込み時の状況にもよるが、以下の場合には、詳細な身元確認が必要とされないことがある。

（a）購入申込者が、公認の金融機関に開設している購入申込者本人名義の口座から支払を行う場合

（b）購入申込者が、公認の規制当局の規制を受けており、かつ、公認の法域においてまたはかかる法域の法律に基づいて設立または組成された場合

（c）申込みが、公認の規制当局の規制を受けており、かつ、公認の法域においてまたはかかる法域の法律に基づいて設立または組成された仲介業者を介して行われたものであって、実質的な投資者について行われる手続が保証されている場合

上記における「公認の金融機関」、「公認の規制当局」または「公認の法域」は、CIMAが同等のマネーロンダリング規制を有していると承認した法域を参照しながら、マネーロンダリング規則に基づいて決定される。

購入申込者が身元確認のために要求された情報の提供を怠るか、または遅延した場合、関係各社は、申込みを拒絶することができ、かかる場合、受領された申込金は、利息を付さずに送金元の口座に返金される。

関係各社は、受益者に対して買戻代金を支払うことが関連する法域におけるいずれかの者によるマネーロンダリングもしくはその他の法律もしくは規制に対する違反となる可能性があると疑うか、もしくは違

反となる可能性がある」と助言されている場合、または関係各社のいずれかによる関連する法域におけるかかる法律もしくは規制の遵守を確保するために買戻代金の支払の拒絶が必要もしくは適切と考えられる場合、当該受益者に対する買戻代金の支払を拒絶することができる。

ケイマン諸島の居住者は、他の者が犯罪行為に従事していること、またはテロ行為もしくはテロリストの資産に関与していることを知りもしくはそのような疑惑を抱き、または、知りもしくは疑惑を抱く合理的な理由がある場合であって、かかる認識または疑惑に関する情報を規制されたセクターにおける業務の遂行過程において得た場合、当該者は、かかる認識または疑惑を、（ i ）犯罪行為もしくはマネーロンダリングに関するものである場合には、ケイマン諸島刑事手続法（2008年改正）に基づいてケイマン諸島の財務報告当局に対して、また、（ ）テロ行為またはテロリストの資金提供もしくは資産に関するものである場合には、ケイマン諸島テロリズム法（2011年改正）に基づいて巡査以上の階級の警察官または財務報告当局に対して、通報する義務を負う。かかる通報は、法律等で課せられた情報の秘匿または開示制限の違反とはみなされない。

（後略）

<訂正後>

（前略）

マネー・ロンダリングおよびテロ組織への資金供与の防止手続

マネー・ロンダリングおよびテロリストへの資金供与の防止を目的としたケイマン諸島のマネー・ロンダリング規則（2010年改正）（以下「マネー・ロンダリング規則」という。）、ケイマン諸島のマネー・ロンダリングの防止および検出にかかる指針（2010年3月）およびルクセンブルグにおいて適用ある法律および規則に基づく各種規定を遵守するために、ファンドの受託会社としての地位を有する受託会社、管理会社および管理事務代行会社（以下「関係各社」という。）は、マネー・ロンダリング防止およびテロ資金対策手続を設定し維持する義務を負い、また、受益証券の購入申込者に対して身元と資金源を確認するための証拠資料の提供を要求することができる。受託会社は、許容される場合であって、一定の要件を充足する場合には、マネー・ロンダリング防止およびテロ資金対策手続（デュー・デリジェンス情報の取得を含む。）を適切な者に委託することもできる。

関係各社は、受益者（購入申込者または譲受人）の身元を確認するために必要な情報を要求する権利を有する。ただし、関係各社は、随時改正または変更されるケイマン諸島マネー・ロンダリング規則または適用ある法律に基づく免除規定が適用されることから、完全なデュー・デリジェンスが必要ないと考える場合には、情報を要求しないこととすることがある。申込み時の状況にもよるが、以下の場合には、詳細な身元確認が必要とされないことがある。

- （ a ）購入申込者が、公認の金融機関に開設している購入申込者本人名義の口座から支払を行い、買戻代金または分配金が購入申込者に直接支払われる場合
- （ b ）購入申込者が、公認の規制当局の規制を受けているか、公認の証券取引所に上場されており（またはそのいずれかの子会社であり）、かつ、公認の法域においてまたはかかる法域の法律に基づいて設立または組成された場合
- （ c ）申込みが、公認の規制当局の規制を受けており、かつ、公認の法域においてまたはかかる法域の法律に基づいて設立または組成された仲介業者を介して行われたものであって、実質的な投資者について行われる手続が保証されている場合

上記における「公認の金融機関」、「公認の規制当局」、「公認の証券取引所」または「公認の法域」は、C I M A がケイマン諸島と同等のマネー・ロンダリング規制を有していると承認した法域を参照しながら、マネー・ロンダリング規則に基づいて決定される。

購入申込者が身元確認のために要求された情報の提供を怠るか、または遅延した場合、関係各社は、申込みを拒絶することができ、かかる場合、受領された申込金は、利息を付さずに送金元の口座に返金される。

関係各社は、受益者に対して買戻代金または分配金を支払うことが適用ある法律もしくは規制に対する違反となる可能性があるか、もしくは違反となる可能性があるかと助言されている場合、または関係各社による適用ある法律もしくは規制の遵守を確保するために買戻代金または分配金の支払の拒絶が必要もしくは適切と考えられる場合、当該受益者に対する買戻代金または分配金の支払を拒絶することができる。

ケイマン諸島の居住者は、他の者が犯罪行為に従事していること、またはテロ行為もしくはテロリストの資産に関連していることを知りもしくはそのような疑惑を抱き、または、知りもしくは疑惑を抱く合理的な理由がある場合であって、かかる認識または疑惑に関する情報を規制されたセクターにおける業務もしくはその他の取引、専門業務、事業もしくは雇用の遂行過程において得た場合、当該者は、かかる認識または疑惑を、（ i ）犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに関するものである場合には、ケイマンの犯罪収益に関する法律（2008年改正）に基づいてケイマン諸島の財務報告当局に対して、また、（ ）テロ行為またはテロリストの資金提供もしくは資産に関するものである場合には、ケイマン諸島テロリズム法（2011年改正）に基づいて巡査以上の階級の警察官または財務報告当局に対して、通報する義務を負う。かかる通報は、法律等で課せられた情報の秘匿または開示制限の違反とはみなされない。

（後略）

2 買戻し手続等

（1）海外における買戻し

強制的買戻し

<訂正前>

受託会社または管理会社は、以下をはじめとする理由により、1営業日前から5営業日前までの間にサブ・ファンドの受益者の一部または全員に書面による通知をすることにより、それまでに買戻しが行われていないサブ・ファンドの受益証券の一部または全部を、特定の日における受益証券1口当たり純資産価格で買い戻すことができる。

（後略）

<訂正後>

管理会社は、受託会社のために、以下をはじめとする理由により、1営業日前から5営業日前までの間にサブ・ファンドの受益者の一部または全員に書面による通知をすることにより、それまでに買戻しが行われていないサブ・ファンドの受益証券の一部または全部を、特定の日における受益証券1口当たり純資産価格で買い戻すことができる。

（後略）

5 受益者の権利等

（1）受益者の権利等

（ ）受益者集会に関する権利

<訂正前>

受益者は、制限された議決権を有する。信託証書は、投資方針および投資制限やサブ・ファンドのガイドラインに重大な変更を承認する場合、サブ・ファンドを償還する場合、サブ・ファンドを他の法域に移動する場合、信託証書に一定の変更（以下参照）を加える場合等一定の状況において、サブ・ファンドの受益者の議決を必要とする旨規定している。サブ・ファンド決議は、（ a ）サブ・ファンドの発行済受益証券の純資産価額の単純過半数を保有する者が書面で承認した決議、または（ b ）サブ・ファンドの受益証券の純資産価額の単純過半数を保有し、議決権を有する本人もしくは代理人が出席しサブ・ファンドの受益者集会で承認可決されることにより行われる。

サブ・ファンドの信託証書はまた、例えば全サブ・ファンドに関する受託会社の解任、全サブ・ファンドに関する受託会社による管理会社の解任に関する承認、全サブ・ファンドの他の法域への移動、全サブ・ファンドの償還、または全サブ・ファンドの信託証書の変更承認について、全サブ・ファンドの受益者決議（以下「受益者決議」という。）が必要である旨規定している。受益者決議は、（a）全サブ・ファンドの発行済受益証券の純資産価額の単純過半数を保有する者が書面で承認した決議、または（b）全サブ・ファンドの受益証券の純資産価額の単純過半数を保有し、議決権を有する本人もしくは代理人が出席し全サブ・ファンドの受益者集会で承認可決されることにより行われる。

（後略）

<訂正後>

受益者は、制限された議決権を有する。信託証書は、投資方針および投資制限やサブ・ファンドのガイドラインに重大な変更を承認する場合、サブ・ファンドを償還する場合、信託証書に一定の変更（以下参照）を加える場合等一定の状況において、サブ・ファンド決議を必要とする旨規定している。サブ・ファンド決議は、（a）サブ・ファンドの発行済受益証券の純資産価額の単純過半数を保有する者が書面で承認した決議、または（b）サブ・ファンドの受益証券の純資産価額の単純過半数を保有し、議決権を有する本人もしくは代理人が出席しサブ・ファンドの受益者集会で承認可決されることにより行われる。

サブ・ファンドの信託証書はまた、例えば全サブ・ファンドに関する受託会社の解任、全サブ・ファンドに関する受託会社による管理会社の解任に関する承認、サブ・ファンドの他の法域への移動、全サブ・ファンドの償還、または全サブ・ファンドの信託証書の変更承認について、受益者決議が必要である旨規定している。受益者決議は、（a）全サブ・ファンドの発行済受益証券の純資産価額の単純過半数を保有する者が書面で承認した決議、または（b）全サブ・ファンドの受益証券の純資産価額の単純過半数を保有し、議決権を有する本人もしくは代理人が出席し全サブ・ファンドの受益者集会で承認可決されることにより行われる。

（後略）

別紙 A

定義

<訂正前>

（前略）

ミューチュアル・
ファンド規則 ミューチュアル・ファンド法（2012年改正） - 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（一般投資家向け投資信託（日本）規則（2012年改正）により改正済）をいう。

（中略）

一時停止 一または複数のサブ・ファンド（またはサブ・ファンドのクラスもしくはシリーズ）の受益証券の純資産価額の計算、ならびに／または受益証券の発行および／もしくは買戻しを停止する管理会社または受託会社の決定をいう。

信託財産 サブ・ファンドの信託によって受託会社が保有する資産をいい、関連する受益証券の発行手取金および関連する信託証書補遺に基づいてサブ・ファンドの信託によって受託会社が保有し、または保有しているとみなされるすべての投資対象、現金およびその他の資産を含む。

（後略）

<訂正後>

（前略）

ミューチュアル・
ファンド規則 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（一般投資家
向け投資信託（日本）規則（2012年改正）により改正済）をいう。

（中略）

一時停止 一または複数のサブ・ファンド（またはサブ・ファンドのクラスも
しくはシリーズ）の受益証券の純資産価額の計算、ならびに／また
は受益証券の発行および／もしくは買戻しを停止する管理会社また
は受託会社の決定をいう。

信託証書

サブ・ファンドに関して、サブ・ファンドを設定する信託証書補遺
によって補完された基本信託証書をいう。

信託財産

サブ・ファンドの信託によって受託会社が保有する資産をいい、関
連する受益証券の発行手取金および関連する信託証書補遺に基づい
てサブ・ファンドの信託によって受託会社が保有し、または保有し
ているとみなされるすべての投資対象、現金およびその他の資産を
含む。

（後略）

別紙 B

投資先ファンドの概要

<訂正前>

（前略）

投資リスク

（中略）

投資ユニバースに関連するリスク：詳細の記載

（中略）

デリバティブ

投資先投資法人は、前記「投資目的および投資方針」に概説される投資方針の範囲内で金融デリバティブ商品を利用することがある。これらの商品は、ヘッジ目的での利用に加え、リターンを最適化するために投資戦略の主要な部分を構成することもある。金融デリバティブに対する請求権は、市況および適用ある制限により限定されることがあり、投資先ファンドが本来は負わないリスクおよび経費を伴うことがある。オプション、外貨契約、スワップ、先物契約および先物契約オプションの利用に特有のリスクには、（a）サブ・ポートフォリオ・マネージャーが金利、譲渡性のある証券および／または短期金融商品の価格ならびに通貨市場の動向を正確に予測する能力に成功が依存しているという事実、（b）オプションならびに先物契約および先物契約オプションの価格と、ヘッジされる証券、短期金融商品または通貨の価格の変動との間の不完全な相関関係、（c）これらの商品の利用に必要とされる技能と、組入証券の選択に必要とされる技能とは異なるという事実、（d）ある時点において特定の商品の流通市場が非流動的である可能性、ならびに（e）投資先ファンドが有利な期間中に組入証券の売買を行うことができないことがあるというリスク、または投資先ファンドが不利な期間中に組入証券を売却しなければならないことがあるというリスクが含まれる。投資先投資法人のサブ・ファンドは、スワップ取引を締結する場合に取引相手方リスクを負う。金融デリバティブ商品の利用はレバレッジ・リスクも伴う。レバレッジは、原資産を直接取得する費用と比べて少ない元本額がデリバティブの購入に投資される場合に発生する。レバレッジが高いほど、（デリバティブの条件に従って決定される引受価格と比べて）原資産の価格が変動した場合のデリバティブの価格の変動も大きくなる。したがって、デリバティブの効果およびリスクは、レバレッジの効果

の増加と平行して増加する。最後に、これらの金融デリバティブ商品の利用により追求される目的が達成される保証はない。

（後略）

<訂正後>

（前略）

投資リスク

（中略）

投資ユニバースに関連するリスク：詳細の記載

（中略）

デリバティブ

投資先投資法人は、前記「投資目的および投資方針」に概説される投資方針の範囲内で金融デリバティブ商品を利用することがある。これらの商品は、ヘッジ目的での利用に加え、リターンを最適化するために投資戦略の主要な部分を構成することもある。金融デリバティブに対する請求権は、市況および適用ある規制により制限されることがあり、投資先ファンドが本来は負わないリスクおよび経費を伴うことがある。オプション、外貨契約、スワップ、先物契約および先物契約オプションの利用に特有のリスクには、（a）サブ・ポートフォリオ・マネージャーが金利、譲渡性のある証券および/または短期金融商品の価格ならびに通貨市場の動向を正確に予測する能力に成功が依存しているという事実、（b）オプションならびに先物契約および先物契約オプションの価格と、ヘッジされる証券、短期金融商品または通貨の価格の変動との間の不完全な相関関係、（c）これらの商品の利用に必要とされる技能と、組入証券の選択に必要とされる技能とは異なるという事実、（d）ある時点において特定の商品の流通市場が非流動的である可能性、ならびに（e）投資先ファンドが有利な期間中に組入証券の売買を行うことができないことがあるというリスク、または投資先ファンドが不利な期間中に組入証券を売却しなければならないことがあるというリスクが含まれる。投資先投資法人のサブ・ファンドは、スワップ取引を締結する場合に取引相手方リスクを負う。金融デリバティブ商品の利用はレバレッジ・リスクも伴う。レバレッジは、原資産を直接取得する費用と比べて少ない元本額がデリバティブの購入に投資される場合に発生する。レバレッジが高いほど、（デリバティブの条件に従って決定される引受価格と比べて）原資産の価格が変動した場合のデリバティブの価格の変動も大きくなる。したがって、デリバティブの効果およびリスクは、レバレッジの効果の増加と平行して増加する。最後に、これらの金融デリバティブ商品の利用により追求される目的が達成される保証はない。

（後略）